

監 第 8 4 号  
農 保 第 1 2 6 号  
環 林 第 1 3 5 号  
漁 港 第 1 4 0 号  
令 和 3 年 7 月 6 日  
(令和3年7月29日 一部改正)  
( 監 理 課 扱 い )  
( 農 地 保 全 課 扱 い )  
( 環 境 林 務 課 扱 い )  
( 漁 港 漁 場 課 扱 い )

各 地 域 振 興 局 長 }  
各 支 庁 長 } 殿  
部 内 各 課 ( 室 ) 長 }

土 木 部 長  
農 政 部 長  
環 境 林 務 部 長  
商 工 労 働 水 産 部 長

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び  
監理技術者補佐の取扱いについて（通知）

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例  
監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」  
という。）の配置について、土木部、農政部、環境林務部及び商工労働水産部（以  
下「公共四部」という。）が発注する工事における取扱いを下記のとおり定めま  
したので、通知します。

## 記

- 1 特例監理技術者制度（建設業法第26条第2項及び第3項）  
発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、当該建設工事を施工  
するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円（建築一式工事につ  
いては、6,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。  
当該建設工事が、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する  
施設若しくは工作物に関する重要な建設工事に該当する場合は、専任の監理技  
術者を配置する必要がある。  
ただし、発注者から当該建設工事を直接請け負った特定建設業者が、監理技  
術者の行うべき職務を補佐する者（監理技術者補佐）を当該工事現場に専任で  
置くときは、当該監理技術者は複数の現場の兼任が認められる。（特例監理技  
術者）
- 2 特例監理技術者の配置が認められる工事の要件
  - (1) 件数（建設業法施行令第29条）  
2件まで
  - (2) 発注者  
特例監理技術者が兼務する2件の工事の双方が、公共四部が発注する工事  
でなければならない。
  - (3) 種類  
監理技術者を配置する工事が次のいずれかに該当する場合は、特例監理技  
術者の配置はできないものとする。

- ア 鹿児島県建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱（平成16年9月19日告示第1442号）に基づき、共同企業体として入札に参加又は工事を施工する工事
- イ 鹿児島県低入札価格調査実施要領（平成8年11月1日）第4条に規定する低入札価格調査対象工事
- ウ その他良好な施工の確保の観点から、監理技術者を専任で配置することが望ましいと発注者が認める工事

(4) 範囲

公共四部が発注する建設工事においては、特例監理技術者が兼務しようとする2件の工事は次のア又はイを満たしていなければならない。

ア 同一の地域振興局又は支庁管内に属する工事

イ 工事現場の相互間隔が概ね10キロメートル以内の範囲に属する工事

なお、ア又はイを満たした場合であっても、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲でなければならない。発注者はこれに該当するか否かについて適切に判断しなければならない。

	属する市町村
鹿児島地域	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，三島村，十島村
南薩地域	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市
北薩地域	阿久根市，出水市，薩摩川内市，さつま町，長島町
始良・伊佐地域	霧島市，伊佐市，始良市，湧水町
大隅地域	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町
熊毛地域	西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町
大島地域	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町

- (5) 監理技術者補佐は、入札参加者（受注者）と直接的かつ恒常的な雇用関係がなければならない。
- (6) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制がなければならない。
- (7) 監理技術者補佐が担う業務等について、発注者に対して書面により明らかにしなければならない。

3 監理技術者補佐になり得る資格

（建設業法施行令第28条，令和2年9月30日国土交通省告示第1057号）

監理技術者補佐として配置する者は次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 配置する建設工事の工種に応じた建設業法第7条第2号イ，ロ又はハに該当する者で，かつ，当該工種に応じた一級施工管理技士の一次検定の合格証明書の交付を受けた者
- (2) 配置する建設工事の工種に応じた建設業法第15条第2号イ，ロ又はハに該当する者

4 途中交代

専任の監理技術者が、工事の途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者が他の工事現場を兼務することにより、特例監理技術者となる、又は、特例監理技術者が他の工事との兼務を終了し、専任の監理技術者となることは技術者の変更には当たらない。

なお、施工体制の変更により、適正な施工の確保を阻害することがないように、事前に発注者と書面による協議を行わなければならないものとする。

5 公告、入札説明書及び特記仕様書等の記載例

ア 兼務を認めない工事の場合（入札説明書、特記仕様書の双方に記載）

・本工事においては、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

イ 兼務を認める工事

(ア) 公告への記載例

（入札に参加する者に必要な資格）

ク 次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を専任で配置できる者であること。

ただし、次に掲げる基準を全て満たす建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を条件により認める工事であって配置する場合は、この限りでない。（なお、特例監理技術者の配置要件については入札説明書参照）

(ア) 一級〇〇施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 直接的かつ恒常的な雇用関係（入札説明書による入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出の日において連続3箇月以上直接的雇用関係にある者に限る。）にあること。

(ウ) 監理技術者資格者証（〇〇）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であることが認められること。

(エ) 令和〇年度以降に公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とする。以下同じ。）における〇〇工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての管理実績を有する者であること。

(イ) 入札説明書への記載例

（入札に参加する者に必要な資格）

ク 次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を専任で配置できる者であること。

ただし、次に掲げる基準を全て満たす建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を条件により認める工事であって配置する場合は、この限りでない。（なお、特例監理技術者の配置要件については〇その他参照）

（略：公告への記載例の(ア)から(エ)と同一の記載）

（その他）

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。ただし、低入札価格調査対象工事に該当した場合は、特例監理技術者の配置は認めない。

(1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、当該工事に係る工種に応じた一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、土木部、農政部、環境林務部及び商工労働水産部(以下「公共四部」という。)が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
  - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、公共四部が発注する工事のうち、〇〇地域振興局(支庁)管内の工事又は工事現場の相互間隔が概ね10キロメートル以内の工事でなければならない。
  - (6) 特例監理技術者は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、別記様式-1を提出すること。

(ウ) 特記仕様書への記載例

第〇条 特例監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)~(8)の要件を全て満たさなければならない。ただし、低入札価格調査対象工事に該当した場合は、特例監理技術者の配置は認めない。
  - (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
  - (2) 監理技術者補佐は、当該工事に係る工種に応じた一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、土木部、農政部、環境林務部及び商工労働水産部(以下「公共四部」という。)が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
  - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、公共四部が発注する工事のうち、〇〇地域振興局(支庁)管内の工事又は工事現場の相互間隔が概ね10キロメートル以内の工事でなければならない。
  - (6) 特例監理技術者は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項の(1)～(8)の事項について確認できる書類を提出すること
  3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

## 6 提出書類

特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行おうとする者は、配置が可能であることを証する書類として、次に定めるところにより当該工事の契約担当者に提出しなければならない。

### ア 一般競争入札の場合

入札参加申込時に、様式-1及び当該様式で定める各種書類を提出する。

なお、開札の結果、特例監理技術者の配置が認められない工事に該当した場合は、専任の監理技術者として配置することを条件に落札決定するものとする。したがって、すでに他の工事において監理技術者に就いている者を特例監理技術者として兼任させることはできず、適切な技術者の配置ができない場合は入札無効となる。

### イ 指名競争入札の場合

落札決定後に、様式-1及び当該様式で定める各種書類を提出する。

### ウ 工事途中で特例監理技術者を配置する場合

事前に様式-1及び当該様式で定める各種書類を契約担当者に提出する。

## 7 適用日

令和3年7月15日以降に公告又は指名通知を開始する公共四部が発注する工事から適用する。